

アダルトビデオ出演等の強要防止及び被害者の救済に関する法整備
など対策の強化を求める意見書

近年、若者が路上で勧誘され、その意に反してアダルトビデオやアダルト動画チャット（ネットを介した性的な動画交信）に出演させられたという被害が相次いでいる。

勧誘当初はアダルトビデオ業者であることを隠してスカウトし、契約書にサインをさせ、撮影現場に行ってみたらＡＶであったという例が後を絶たない。拒絶しても、契約書を盾に多額の違約金を要求し脅すなど悪質な手口で撮影を強要されている。

このような行為は、暴力と脅しと騙しにより個人の意に反して働かせ、その利益を搾取する犯罪行為であるとともに、若者の自由と未来を奪う許せない人権侵害行為である。

内閣府男女共同参画局は、こうした事態を受け、ＪＫビジネスやアダルトビデオ出演強要等の若年層を対象とした性的な暴力の現状を知らせ、相談体制の確立と対策を行うよう求めており、内閣府、警察庁、文部科学省など関係省庁が通知を发出するなど政府を挙げて取組が始まっている。

福岡県においては、県内の窓口に寄せられた相談は一件であるが、「ポルノ被害と性暴力を考える会」などの民間団体には二桁に上る県内からの相談が寄せられており、深刻な被害が顕在化されていないことが推測される。

よって福岡県議会は、こうしたアダルトビデオ業者等による個人の意に反する形での勧誘、雇用、派遣、制作、販売、貸し出し、配信等による性的被害を防止するための罰則付きの総合的な法整備など対策の強化を強く要請する。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十九年十二月 日

福岡県議会議長 樋口 明

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務・内閣府特命担当大臣	野田聖子殿
法務大臣	上川陽子殿
文部科学大臣	林芳正殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
内閣官房長官	菅義偉殿
国家公安委員会委員長	小此木八郎殿